

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(10) 保険医療機関等 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。</p> <p>第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、<u>医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額</u>を助成する。</p>	<p>第1条 省略 (用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p><u>(10) 低所得者</u> その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度とする。以下同じ。)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)が課されていない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含む。)であり、かつ、その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年(医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの間にあっては、前々年とする。以下同じ。)中の公的年金等の収入金額(所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。)及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。)の合計額が80万円以下である者をいう。</p> <p><u>(11) 保険医療機関等</u> 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。</p> <p>第3条 省略 (助成の範囲)</p> <p>第4条 市長は、乳幼児等及びこどもの疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、<u>次に掲げる額</u>を助成する。</p> <p><u>(1) 乳幼児等及びこどもの入院療養である場合</u> 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額</p> <p><u>(2) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合</u> 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額</p> <p><u>(3) 乳幼児等のうち6歳に達する日の翌日以後の最初の3月31日を経過し</u></p>

た者及びこどもの入院以外の療養である場合 医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額から、1日につき400円(乳児保護者、幼児等保護者又はこども保護者の属する世帯の医療保険各法の給付が行われた月の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が235,000円以上の場合には、800円)を一部負担金として控除した額。ただし、低所得者である場合及び同一の月に同一の保険医療機関等において2回を超えて給付を受けた場合は、控除しない。

2 前項第3号に規定する一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、第1項第3号の規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

4 市長は、第1項第3号に規定する一部負担金について特別の理由により支払うことが困難であると認めるときは、当該一部負担金を免除することができる。

以下省略

以下省略